

第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画進行管理シート

R4-9-2-3

| 基本目標             | 施策                                   | 取り組み項目             | 管理シート番号   | 主な事業                             | 担当  | 事業の概要   | 令和3年度の実績   | 評価   | 評価の理由  | 次年度の予定・課題   |   |
|------------------|--------------------------------------|--------------------|-----------|----------------------------------|---|---|--|--|--|---|---|
| 3<br>地域福祉のしくみづくり | (1) 福祉施策実施体制の充実                      | ① 組織内連携、組織間連携の充実強化 | 47        | 庁内連携体制の構築                        | 地域福祉課   | 制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人(世帯)について、庁内の各部署が連携し把握していきます。   | ひきこもり支援体制構築事業を介して、制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人たちのインテイクの幅を広げるため、庁内19課による連携体制を構築した。                                       | ある程度取り組めた  | 統一の目的による連携体制を立ち上げることができた。ひきこもり支援の連携体制であるが、ひきこもりという事象概念を介して複合的な課題、制度の狭間の対象者などの把握が進む。                          | 庁内関係課に対してインテイク強化のための研修会を開催する。   |   |
|                  |                                      |                    | 48        | 包括的な支援体制の構築                      | 地域福祉課   | 制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人(世帯)について、必要なサービスや支援が提供できるよう、市と社会福祉協議会及び関係機関・団体が連携し、包括的な支援体制を構築します。   | 包括的な支援体制について、庁内関係課を対象とした研修会を開催した。内容は、外部講師を招き重層的相談支援事業についての意識を共有した。   | ある程度取り組めた  | 包括的支援体制について、前提となる知識を有していなかったため、研修会を開催することにより、構築するにあたって必要な要素や関係課を把握することができた。                                  | 庁内関係課の現状と、制度の狭間にある対象者の把握を進め、包括的相談支援体制を構築するために必要な事項を整理する。                                |   |
|                  |                                      |                    |           |                                  | 社会福祉協議会   |   | 焼津市立病院職員の受け入れ実績 7名<br>2/17(木)グループワーク、意見交換会は、コロナ感染拡大のため中止。  | ある程度取り組めた  | 包括職員と市立総合病院との連携強化。病棟スタッフが患者の在宅生活を学ぶことを目的として、包括への実習形式として行った。ある程度、目的は達成できたが、コロナ禍で振り返りの研修が一部中止となるなど、できない部分もあった。 | 今年度と同形式で行う。   |   |
|                  |                                      |                    | 49        | 生きる支えるやいづきずなプランネットワーク会議・推進対策本部会議 | 地域福祉課   | 市民・関係機関・団体・行政が、自ら命を絶つことに関する共通した認識を持ち、「生きる支えるやいづきずなプラン」に関する取り組みの進行状況や新たな課題の整理を行います。  | 令和3年度は推進対策本部会議(庁内会議)は、コロナが蔓延していたため書面で行った。ネットワーク会議は対面形式で実施した。関係部署からの現状報告・情報交換を行った。自殺者が増加傾向にあるため、今後の対応についてご意見をいただいた。 | ある程度取り組めた  | 推進対策本部会議(庁内会議)・ネットワーク会議(庁外会議)は実施できた。情報共有や課題について議論することができた。   | 推進対策本部会議・ネットワーク会議を行い、情報共有や課題の整理を行う。   |   |
|                  |                                      |                    | 50        | 地域ケア会議及び地域ケア推進会議の推進              | 地域包括ケア推進課   | ケアマネジメント支援や課題解決に必要な資源の開発及びそのネットワーク化、地域課題の把握と対応策の検討等を進めるために地域ケア会議を開催します。また、その会議で指摘された課題のうち、市全体で取り組むべき課題等については、地域ケア推進会議を開催して対応していきます。 | 個別地域ケア会議 13回<br>自立支援型地域ケア会議 36回<br>圏域地域ケア会議 0回<br>令和4年度中に地域ケア推進会議の開催に向けた計画の話し合い。                                   | あまり取り組めなかった  | 個別のケースを扱う個別地域ケア会議から、市全体で取り組むべき課題を抽出し、地域ケア推進会議で協議を行うが、体制が整わず、地域ケア会議が開催できなかったため。                               | 昨年度は準備半ばで終わってしまったことから、地域ケア推進会議の開催にむけ、令和4年度中に体制整備を計画的に行い、課題の抽出から施策への反映までの流れを円滑に行えるようにする。 |   |
|                  |                                      | ② 緊急措置対応           | 51        | 貸付事業(生活福祉資金、小口福祉資金)              | 社会福祉協議会   | 低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金を貸し付けし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員が必要な相談支援を行うことにより世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。生活困窮者自立支援法と連携した制度です。                        | 教育支援資金8件<br>コロナ特例緊急小口資金319件(内未決定 11件)<br>コロナ特例総合支援資金327件(内未決定 1件)  | 十分取り組めた  | コロナの特例貸付が延長となり、相談が多く寄せられたが、対応することができた。また、特例貸付の対応時には、多機関への繋ぎを意識しながら相談支援を行った。                                  | 延長されているコロナの特例貸付の対応を行うとともに、生活困窮者自立支援機関との連携や多機関への繋ぎを意識し相談支援を行う。                           |   |
|                  |                                      |                    | 52        | 支援事業(旅費欠支援、火事罹災者支援)              | 社会福祉協議会   | 旅費のない旅行者に、JR切符を支給します。火災罹災者に対し、見舞金を支給します。  | 旅費欠支援<br>切符(上り静岡26人・下り島田15人)を延べ41人に支給した。<br>火事罹災者支援<br>全焼4件に見舞金を支給した。  | 十分取り組めた  | 旅費のない旅行者に切符を支給した。また、火災罹災者に対して見舞金を支給した。   | 今後も、緊急装置対応として、旅費のない旅行者に切符を、火災罹災者に対して見舞金を支給していく。   |   |
|                  |                                      | (2) 包括的な相談支援体制の充実  | ① 相談体制の充実 | 53                               | 相談支援事業  | くらし安全課  | 市民生活の安定と向上を図るため、市民相談員や消費生活相談員等が市民からの相談に対応します。  | 市民相談 2,233件<br>専門相談 1,230件<br>(計 3,463件)                                 | 十分取り組めた  | 相談者の気持ちに寄り添い、問題の解決に向けた助言及び適切な相談窓口の案内を行った。   | 引き続き、相談者にどのような支援が必要かを考え、問題が速やかに解決できるよう努める。        |
|                  |                                      |                    |           | 54                               | こども家庭相談   | こども相談センター   | 児童虐待やドメスティック・バイオレンスに関すること、子どもに関する全般的な相談を行います。  | 家庭児童相談件数 延べ9,815回<br>女性相談(DV相談含む)件数 訪問・面談 延べ136回<br>電話 延べ1,144回          | 十分取り組めた  | 受け付けした相談について、適切に対応した。   | 児童虐待やドメスティック・バイオレンスに関すること、子どもに関する全般的な相談について受け付ける。 |
|                  |                                      |                    |           | 55                               | 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)  | 子育て支援課  | 乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。  | 市内8か所(直営3、委託5)で実施のべ利用者数計:57,712人のべ相談件数:1,280件                            | ある程度取り組めた  | 開設時間の短縮や業務終了後の消毒作業など新型コロナウイルス感染症対策について十分留意し、通常どおり事業が遂行された。                              | 継続予定。   |
| 56               | 子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援(利用者支援事業) |                    |           | 子育て支援課                           | 子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人(子育てコンシェルジュ)を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。   | 親子ふれあい広場、子育てサポートルーム、とまとびあに配置し、相談業務を行った。子育てサポートルームの配置を1名増やし、合計3名とした。また、大富公民館と和田公民館で月に各1回、ターゲットルども館で月に2回出張相談を実施した。<br>相談件数計:1,798件    | 十分取り組めた  | 子育てサポートルームの配置を1名増やし、合計3名としたこと、子育て支援体制の拡充を図った。ターゲットルども館での出張相談について実施を開始した。 | 継続予定。  |   |   |
| 57               | 子育て世代包括支援センター                        |                    |           | 健康づくり課                           | 主に妊娠・出産に関する様々な不安や悩みを相談できる窓口を設置し、母子手帳の交付以降、保健師・助産師が妊娠・出産から子育てまで総合的に相談支援や情報提供を行います。               | 母子手帳交付等で支援を必要とする妊婦を把握し、個別の支援プランを作成(妊婦77件、産婦22件)、プランに基づき電話や訪問による支援の他、妊産婦からの相談や、医療機関(産婦人科)との連絡による支援にも対応した。                            | ある程度取り組めた  | 支援対象者の把握、支援プランの作成、プランに基づいた支援を計画的に実施できた。随時の相談にも迅速に対応した。                   | 個々の妊産婦に応じた時期・内容を検討し、よりきめ細やかな支援を行う。   |   |   |
| 58               | 女性相談事業                               |                    |           | 市民協働課                            | 女性専門の相談窓口で、女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行います。  | 68件の相談があった。毎週木曜日9:00~11:30、第2、4火曜日13:30~16:00に実施。   | ある程度取り組めた  | 相談件数が年々増えているため。  | 相談者が相談を通して自立していくこと、また、DV相談を受けた場合担当課に迅速な情報提供を行うこと。  |   |   |
| 59               | 自立相談支援事業                             |                    |           | 地域福祉課                            | 生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランを基に適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。 | 新規相談512件実施<br>プラン作成8件<br>情報提供のみ266件<br>他機関への繋ぎ210件<br>その他28件  | ある程度取り組めた  | コロナ禍2年目も新規相談件数の高止まりが見られたが適切な支援事業の利用に繋げることができた。                           | 新規相談500件を見込む。引き続き相談内容に応じた他機関への繋ぎやプラン策定に基づく一定期間の支援を行う。  |   |   |
| 60               | ふくしなんでも相談事業                          |                    |           | 社会福祉協議会                          | 生活に関する悩みごとや日常生活に関する困りごと等について、相談対応を行います。   | 相談件数 延べ1,175件   | 十分取り組めた  | コロナの特例貸付について相談が多く、相談件数が増加している。   | 生活に関する悩みごとや日常生活に関する困りごと等について、多機関との連携や繋ぎを意識し相談対応を行う。  |   |   |
| 61               | 生きる支援総合窓口の設置                         |                    |           | 地域福祉課                            | 様々な悩みを持つ住民が必要な相談窓口に的確につながるよう支援します。  | 相談内容により必要な窓口につながるよう支援した。多機関と協働で「あなたを支える相談会」を実施した。   | ある程度取り組めた  | 通常業務の中での相談については、必要に応じて必要な相談窓口につないだ。「あなたを支える相談会」は、広報等で周知したが相談申し込みが少なかった。  | ひきこもり状態の方の支援体制整備を行う。庁内の相談体制の整備を行う。   |   |   |
| 62               | 障害者基幹相談支援センターの設置                     |                    |           | 地域福祉課                            | 障害者に対して、総合的な相談支援や情報提供を行います。また、相談支援事業所の後方支援の役割を担い、障害者とその家族が安心して相談できる体制づくりを行います。                  | 基幹相談支援センターを直営により立ち上げた。また、基幹相談支援センター主導による調整会議の開催により、仕組化によるワンストップの相談窓口が成立した。  | ある程度取り組めた  | 直営の弱点である専門性について、地域生活支援事業の機能強化事業を活用することにより補うことができた。                       | 障害者計画策定の前年度となることから、基幹相談支援センターの主な機能である協議会運営機能を活用し現状の課題抽出を行う。  |   |   |

| 基本目標       | 施策               | 取り組み項目  | 管理シート番号 | 主な事業                  | 担当  | 事業の概要   | 令和3年度の実績   | 評価   | 評価の理由   | 次年度の予定・課題   |
|------------|------------------|---------|---------|-----------------------|---|---|--|--|---|---|
|            |                  |         | 63      | 障害者の相談支援事業            | 社会福祉協議会                                       | 障害を持つ人やその家族を対象に、生活上の困りごとや福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。また、自立した社会生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたサービス等利用計画を作成します。                     | 委託相談<br>相談実人員 109名、相談対応件数 1,374件<br>特定相談<br>契約件数17件(内、新規契約数3件)<br>新規計画作成2件、更新計画作成11件、モニタリング実施件数46件   | ある程度取り組めた  | 委託相談は、障害を持つ方やその家族の相談対応をするにあたって、丁寧にアセスメントした上で本人にとって適切なサービス利用につながるようするなど、継続的な支援が実施できたため。<br>特定相談は、定期的なモニタリング以外でも利用者の相談に応じたり、訪問対応をしたり、比較的柔軟な対応をすることが出来たため。 | 委託相談は、障害の特性による生活のしづらさだけでなく、複合的な課題を抱えているケースが増加しており、関係機関との連携や相談支援専門員としての資質向上をしていく。<br>特定相談は、一人ひとり状況に合わせた計画になっているか定期的にモニタリングをしながら、利用者に寄り添った支援を行っていく予定。 |
|            |                  |         | 64      | 地域包括支援センターによる高齢者の総合相談 | 地域包括ケア推進課                                     |   | 総合相談6,938件、訪問件数2,085件<br>総合相談のうち介護保険のサービス利用に関する相談が多く、認知症に関する相談も年々増加傾向である。  | 十分取り組めた  | 高齢者のさまざまな相談に24時間対応できるような体制を整えている。   | 寄せられる相談が多様化・複雑化しており、関係機関の連携を必要とする対応が増えている。  |
|            |                  | 社会福祉協議会 |         |                       | 介護や福祉に関わる相談、高齢者に対する虐待の防止や権利擁護に関する様々な相談に対応します。 | 北部地域包括支援センター<br>相談件数 2,061件<br>訪問件数 741件<br>実態把握件数 518件<br><br>大井川地域包括支援センター<br>相談件数 674件<br>訪問件数 371件<br>実態把握件数 293件 | ある程度取り組めた  | コロナ禍でも介護や福祉に関わる相談、高齢者に対する虐待の防止や権利擁護に関する様々な相談に対応したため。 | ケース検討や相談内容の分析、関係機関との連携強化などを通して、相談対応力をさらに向上させていく。<br>相談内容などから上がってきた課題について、ケア会議などを活用し、地域の仕組みづくりに繋げていく。  |   |
|            |                  |         | 65      | ひとり暮らし高齢者あんしん相談事業     | 地域包括ケア推進課                                     | ひとり暮らし高齢者で支援につながっていない人に対し、電話相談及び個別訪問を実施します。   | 抽出した対象者444人に対し、371人に訪問(80才以上、支援なし、1人暮らし)<br>地域包括支援センターによる介護予防や、担当の民生委員の見守りに繋ぐなどの対応をした。   | ある程度取り組めた  | 初年度のとり組みで、対象の抽出から事業周知、個別訪問、関係者の協力要請など、多機にわたり調整が必要となったが実施できた。  | 今年度も対象への個別訪問を実施する。<br>専門職の経験値ではなく、支援先や支援方法の選定に基準の明確化が必要   |
|            |                  |         | 66      | 外国人のための相談体制           | 市民協働課   | 外国人が在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の相談体制を充実します。                   | 外国人相談の実施(英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ビサヤ語)<br>相談人数2,939人、4,261件<br>月～金曜日 8:30～17:00<br><br>大井川庁舎での出張相談 派遣回数45回   | ある程度取り組めた  | 通訳の職員が、対応中・不在・出張などの場合は、テレビ電話通訳機能付タブレット端末及びポケットPCを配備し、相談業務支援を行ったが、状況によって(相談が重なってしまうなど)対応できないケースもあるため。  | 事業は継続<br>相談内容の多様化、相談件数の増加、多言語化の傾向がみられるため、通訳者の確保が課題となる。  |
|            |                  |         | 67      | 権利擁護センター              | 社会福祉協議会                                       | 弁護士や司法書士、社会福祉士等と連携を図りながら、あらゆる権利擁護に関する相談に応じます。また、権利擁護の理解と啓発のための講演会等を開催します。   | 成年後見制度に関する相談や、申立てに関すること、他の関係機関へのつなぎ等の支援を行った。(成年後見支援センター実績 再掲)<br>◎相談件数 238件、相談実人員96名<br>◎権利擁護普及啓発のための講演会の開催<br>令和4年2月18日、参加者38名、会場7名<br>◎市民や関係機関などからの依頼に合わせた出前講座の実施4回  | ある程度取り組めた  | 日々の相談に応じるとともに、成年後見制度の周知・啓発のための講演会や出前講座を実施することが出来た。  | 権利擁護に関する総合相談窓口として、更に広報周知を行う。専門職や関係機関とも連携をしながら、相談窓口としての機能を高める。   |
| ③福祉サービスの充実 | ①福祉サービスの充実に向けた支援 |         | 68      | 介護入門的研修開催             | 介護保険課   | 元気な中高年齢者や就業していない女性を対象とした介護に関する入門的研修を実施し、市内介護サービス事業所への就労等を促します。  | 年2回開催し、第1回は延べ13人参加。第2回は延べ14人参加した。合計27人が参加し、このうち3人が介護事業所に就職した。  | 十分取り組めた  | 各回定員15人を上回る募集があり、(本人都合による欠席等により、実際の参加は15人以下。)そのうち3人の就労につながった。   | 同様の事業が県にもあるため、4年度は年1回の実施に変更。  |
|            |                  |         | 69      | 焼津市障害者自立支援ネットワークの開催   | 地域福祉課   | サービス提供者が互いに情報共有や関係づくりを行い、サービスの質の向上を図れるよう、焼津市障害者自立支援ネットワークの各連絡会を継続的に開催します。   | 全体会は年間2回の開催だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催となった。<br>各種専門部会も定例的に開催されており、各種課題に向けて取り組んだ。   | ある程度取り組めた  | 自立支援ネットワーク全体の課題である「介護者不在時の対応について」をネットワークを介し協議し、地域生活支援拠点等事業を推進することができた。  | 広域で取り組むべき課題と、市において取り組むべき課題を整理し、広域課題は志太操原圏域協議会上に上程し課題解決を図れるよう推進する。   |
|            |                  |         | 70      | 会食型給食サービス事業           | 社会福祉協議会                                       | ボランティアグループ「あじさいの会」へ事業を委託しています。市内を10か所に分け、年8回各公民館等を会場に、ひとり暮らし高齢者にボランティアが手作りにしたお弁当を会食形式で開催しています。                        | ボランティアグループ「あじさいの会」へ事業を委託した。市内9地区10か所で、年9回各公民館等を会場に、ひとり暮らし高齢者にボランティアが手作りにした昼食で会食した。<br>5月 対象者26人 ボランティア19人<br>民生委員2人 計47人<br>11月 対象者76人 ボランティア753人<br>民生委員7人 計136人<br>12月 対象者112人 ボランティア774人<br>民生委員14人 計200人<br>3月 対象者107人 ボランティア765人<br>民生委員9人 計181人<br>合計 対象者321人 ボランティア7211人<br>民生委員32人 計564人<br>6、7、9、10、2月は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 | ある程度取り組めた  | 各地区の独自性や工夫が見られ、参加者主体の会が実施出来た。<br>新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、9回の開催のうち、5回が中止となってしまった。  | ボランティア活動者には、活動の主旨を定期的に確認し、より充実した活動となるよう支援を行う。ふれあいネット、歳末たすけあい(在宅助成)、あじさいの会等個別支援を行う事業の横のつながりを強化する。  |
|            |                  |         | 71      | 生きがい活動支援通所事業          | 地域包括ケア推進課<br>社会福祉協議会                          | 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを保健福祉事業として提供し、生きがいを持てる健やかな生活の確保に必要な支援を行います。                   | ウェルシップ、ほほえみ2か所において利用者のべ6,298人<br><br>かもめデイサービス<br>開催日232日 利用者2,883人<br>ぬく森クラブ<br>開催日242日 利用者3,415人   | 十分取り組めた<br>ある程度取り組めた                                 | 希望者に対し、生きがい活動を提供し、外出の機会を提供できた。<br><br>コロナ禍でも家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、支援を行ったため。                                      | 利用者の増加のため定期的な周知に努める<br><br>コロナ感染対策の継続。利用者に現状を報告して周知していく。<br>利用者からのニーズを聞きながら可能な限り提供内容を見直し、内容の充実を図り、意欲をもって活動に参加できるように支援し利用人数が安定するようしていく。              |

| 基本目標 | 施策 | 取り組み項目 | 管理シート番号   | 主な事業                  | 担当        | 事業の概要   | 令和3年度の実績   | 評価                          | 評価の理由   | 次年度の予定・課題  |                                    |   |  |
|------|----|--------|-----------|-----------------------|-----------|---|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|---|--|
|      |    |        | 72        | 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) | 家庭・子ども支援課 |   | ・26クラブ34支援の単位を提供<br>・年度当初利用登録児童数:1,146人<br>・夏季限定児童クラブ2クラブ開設:67人利用登録<br>上記の児童クラブを委託運営し、児童の健全育成を図った。   | 十分取り組めた                     | 待機児童は0(ゼロ)であり、利用を希望する児童全てが利用できた。  | 引き続き、放課後児童クラブを委託運営し、放課後等における児童の健全育成を図る。  |                                    |   |  |
|      |    |        |           |                       | 社会福祉協議会   | 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。            | 令和3年度登録児童数(3月末時点)<br>・おとみキッズ 30名<br>・大井川東放課後児童クラブ1 16名<br>・大井川東放課後児童クラブ2 22名<br>・大井川西放課後児童クラブ1 24名<br>・大井川西放課後児童クラブ2 26名<br>・大井川南放課後児童クラブ 37名<br>合計 155名   | ある程度取り組めた                   | 新型コロナウイルスの影響で、クラブの利用が制限され、また感染予防のために自宅でごろごろ児童が増えたことにより、退所する児童が例年以上に多くなってしまった。また、行事等も全て中止となり、児童に我慢をさせてしまう場面が多くなった。 | 新型コロナウイルスと共存しながら可能な限り支援を行っていききたい。また4クラブの交流会も感染対策を徹底した上で、今年度は開催したい。   |                                    |   |  |
|      |    |        | 73        | 地域包括支援センターによる支援       | 地域包括ケア推進課 |   |  | 介護予防ケアマネジメント令和3年度の実績 5,898件 | 十分取り組めた   | 介護予防の取組強化のため、リハビリテーション専門職と連携した介護予防ケアプランを作成した。  | インフォーマルサービスの利用と自立度の向上を意識したケアプランの作成 |   |  |
|      |    |        |           |                       | 社会福祉協議会   | 要支援の人のための介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。                                      | 北部地域包括支援センター<br>ケアプラン作成 4,356件<br>地域ケアマネジャーへの支援 8件<br>支援基盤構築のための会議・研修・打合せ 36件<br>介護予防啓発活動 16件<br><br>大井川地域包括支援センター<br>ケアプラン作成 1,862件<br>地域ケアマネジャーへの支援 34件<br>支援基盤構築のための会議・研修・打合せ 43件<br>介護予防啓発活動 40件   | ある程度取り組めた                   | 要支援の人のために介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行ったため。   | 圏域のケアマネジャーとの連携をさらに深め、介護が必要な人への支援をしていく。<br>介護予防ケアプラン作成や出前講座等を通じて介護予防の取り組みを強化していく。   |                                    |   |  |
|      |    |        | 74        | 障害福祉サービスの提供           | 社会福祉協議会   | 障害の種類に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるように身体介護・家事援助・同行支援を行います。              | 焼津福祉サービスセンター<br>【訪問介護】利用者21人 延べ訪問回数2,802回 延べ活動時間3,086時間<br>【訪問入浴】利用者7人 505回<br><br>大井川福祉サービスセンター<br>【訪問介護】利用者12人 延べ訪問回数3,458回 延べ活動時間3,023時間  | ある程度取り組めた                   | 障害の種類に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるように障害福祉サービス事業を行ったため。   | 障害者の在宅生活のニーズに受け入れ体制を整えるため、資格取得や研修等、人材育成や人材確保に努める。  |                                    |   |  |
|      |    |        |           |                       | 社会福祉協議会   | 高齢者等が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護保険サービスやその他の適切なサービスを提供します。              | 焼津福祉サービスセンター<br>【居宅介護支援】利用者1,216人<br>【訪問介護事業】身体介護2,110回<br>1,499時間30分<br>生活援助154回134時間15分<br>身体介護・生活援助<br>1,143回<br>1,275時間10分<br>【訪問入浴事業】利用者4人282回<br><br>大井川福祉サービスセンター<br>【居宅介護支援】利用者997人<br>【訪問介護事業】身体介護4,040回<br>2,659時間45分<br>生活援助553回<br>506時間10分<br>身体介護・生活援助 211回<br>232時間<br>【通所介護事業】利用者 延べ5,045人 | ある程度取り組めた                   | 高齢者等が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護保険サービスやその他の適切なサービスの提供を行ったため。   | 介護保険制度の理解を深め地域の実情を把握し、適切な支援ができるように努める。   |                                    |   |  |
|      |    |        | 75        | 日常生活自立支援事業            | 社会福祉協議会   | 日常生活に不安のある高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。 | 事業利用人数(3月末時点)<br>62名<br>新規契約者数<br>7名<br>相談・援助対応件数<br>4967件   | ある程度取り組めた                   | 相談に適切に対応し、本事業が必要と判断されるケースについては契約へとつなげることができた。利用者に対しても柔軟な対応をすることができた。利用者の高齢化に伴い、施設入所や本人死亡も増加し利用者人数としては減少した。        | 新規相談は年々増加傾向にあるため職員だけの対応では人員不足となり、支援員の増員が課題となる。   |                                    |   |  |
|      |    |        | ②移動に関する支援 |                       |           | 76  | 外出時の移動支援事業(重度身体障害者移動支援)  | 社会福祉協議会                     | 障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加における、外出時の移動支援を行います。  | 焼津福祉サービスセンター<br>【移動支援】利用者8人 138回<br><br>大井川福祉サービスセンター<br>【移動支援】利用者9人 319回  | ある程度取り組めた                          | 障害の種類に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるように障害福祉サービス事業を行ったため。 | 障害者の在宅生活のニーズに受け入れ体制を整えるため、資格取得や研修等、人材育成や人材確保に努める。                        |
|      |    |        |           |                       |           |   |  | 地域福祉課                       |   | 389回、延べ1,072人が利用した。  | 十分取り組めた                            | 348回、延べ886人の目標値に対し、利用回数は約112%、延べ利用者数は約121%の実績があった。      | 平成10年度からの継続事業であるが、ここ10年間は毎年度300回～450回程度の安定した利用がされているため、今後も同様に継続して実施していく。 |
|      |    |        |           |                       |           |   |  | 社会福祉協議会                     | 身体障害者や歩行困難な人に対し、車いすのまま乗れるリスト付きの福祉車両(ハンディキャブ)の貸し出しと管理を行います。  | 身体障害者や歩行困難の人に対し、福祉車両(ハンディキャブ)の貸し出しと管理を行った。<br>【本所扱い分】<br>ハイエース 貸出件数延べ42件<br>利用延べ人員163人<br>貸出件数 延べ73件<br>利用延べ人員176人<br>N-BOX 貸出件数 延べ121件<br>利用延べ人員335人<br>貸出件数延べ236件<br>利用延べ人員674人<br>【大井川支所扱い分】<br>キャラバン 貸出件数延べ49件<br>利用延べ人員143人<br>N-BOX 貸出件数延べ104件<br>利用延べ人員255人<br>貸出件数延べ153件<br>利用延べ人員398人 | 十分取り組めた                            | 支援が必要な利用者に車両の貸し出しを随時行った。                                | より多くの市民に福祉車両の貸出について知ってもらうため、事業の周知を積極的に行う。<br>車の老朽化への対応。                  |
|      |    |        | 78        | 移動支援(地域生活支援事業)        | 地域福祉課     | 単独では外出困難な障害者(児)が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、移動の介助等を行います。        | 利用実人員 49人 延利用時間1,449時間   | ある程度取り組めた                   | コロナウイルスが蔓延していったため、外出を控える傾向にあったが、サービス提供はできていたため。   | 事業の継続実施  |                                    |   |  |

| 基本目標                  | 施策          | 取り組み項目    | 管理シート番号 | 主な事業               | 担当        | 事業の概要  | 令和3年度の実績  | 評価           | 評価の理由   | 次年度の予定・課題  |
|-----------------------|-------------|-----------|---------|--------------------|-----------|--|---|--------------|---|--|
| (4)重点的な対応が必要な市民への支援強化 | ①多様な課題への対応  |           | 79      | ニートや引きこもりの人の社会参加促進 | 地域福祉課     | ニートや引きこもりの人が地域活動や就労できるよう、本人の状況に応じた活動の場、活動内容の検討、社会参加の促進を行います。   | 広義のひきこもり群を含めて、少しでも対象者がこぼれることないように把握できるよう、庁内19課による連携体制を構築した。   | ある程度取り組みめた   | 従来の福祉的視点のみではなく、分野を横断しての庁内体制を構築し対象者の把握の目を広げることができた。  | 市町村プラットフォーム設置に向けて外部団体との調整を行う。  |
|                       |             |           | 80      | 家庭・子ども支援事業         | 家庭・子ども支援課 | 長期化・深刻化した不登校児童・生徒を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーなどの専門職やこども相談センターなどの専門機関と緊密に連携し、ケース会議をしたり家庭訪問したりするなど、家庭・子どもへの総合的な支援を行います。また、経済的な問題を抱える家庭へ情報提供等の支援や、様々な困りごとから学校生活に不安を感じている家庭への支援を行います。 | 多様な困り感を抱える児童生徒に寄り添いながら、関係機関と緊密に連携するなどして、児童生徒の問題解消に向けて取り組んだ。また、その問題の背景に家庭の問題がある場合には家庭の問題も含めて解消に努めた。この結果、9割以上の児童生徒に改善が見られ、およそ半数の児童生徒については支援目標を達成し、支援を一時終了とすることができた。(一時終了とした児童生徒であっても、学校との情報共有を継続し、見守りは続けていく。) | 十分取り組みめた     | 多くのケースに関係機関と連携した対応ができた。また、児童生徒だけでなく、その家庭に対しても一定の支援を行うことができた。  | 不登校をはじめとした児童生徒にかかわる様々な問題に対して、児童生徒に寄り添った丁寧な支援を行っているが、一時的には改善が図られたとしても、状態が再度悪化する場合も少なくなく、改善には多くの時間を要する。また、複雑かつ困難なケースが多く、長期的な支援、専門的な支援が行える体制の構築が必要である。さらには、これまで対応してきたケース以外にも、問題が表面化していないケースもあると思われ、これらの支援を必要とする家庭や児童生徒を把握し、関係機関と緊密に連携して対応していく必要がある。 |
|                       |             |           | 81      | 学校運営協議会設置事業        | 学校教育課     | 「わたしたちの地域のわたしたちの学校」を合言葉に、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が両輪となった取り組みを充実させながら、学校と地域が連携・協働(共有)し、当事者意識を持って子どもの成長を支えていく学校づくりを進めるコミュニティ・スクールを目指します。   | ・モデル地区(東益津中学校区)において、学校運営協議会を設置した。<br>・令和4年度開始地区(大富・港・大井川の3地区)において設置準備を進めた。<br>・市CS準備委員会を年2回開催し、令和4年度、5年度開始地区の関係者(校長・教頭の代表や公民館長)と情報の共有を図った。  | ある程度取り組みめた   | 学校運営協議会の設置や準備について、予定通り進んだ。  | ・令和4年度は、東益津地区に加え、大富・港・大井川中学校区にも学校運営協議会を設置。<br>・令和5年度は、残りの5地区(焼津、大村、豊田、小川、和田)にも学校運営協議会を設置する。<br>・各地区では、協議会委員やCSディレクターの人選が課題、課では、県の補助金が切れることによる委員等への報酬の確保が課題。  |
|                       | ②生活困窮者の自立支援 |           | 82      | 生活困窮者自立支援事業の推進     | 地域福祉課     | 現在は、自立相談支援事業(生活困窮者が抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握)や住居確保給付金(経済的に困窮し、住居を喪失した者に対し給付金を支給)など、6つの事業による支援体制を整備しています。支援が必要な人の状況把握を進めながら、対応メニューを充実させていきます。                                   | 住居確保給付金91世帯10,312,242円支給<br>一時生活支援事業4人延べ318日利用<br>家計改善支援事業46件<br>就労支援事業26人利用<br>低所得者法外保護費69件1,626,366円支給<br>生活困窮者自立支援金41件3,400,000円支給<br>ほか総合支援資金貸付に係る面談の実施   | 十分取り組みめた     | 継続実施事業に加え、貸付金利用終了者に対し、生活困窮者自立支援金支給事業を新たに行った。  | 関係機関と連携を図り、継続的な支援を行う。  |
|                       |             |           | 83      | 生活困窮者の自立相談体制の構築    | 地域福祉課     | 生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、関係機関との協力的体制の整備を進め、対象者の自立を支援できるネットワークを作ります。  | 相談事業の実施に伴い、就労斡旋先、不動産事業者、ライフライン供給会社等の生活関連事業者の協力を得ながら問題解消に努めた。  | ある程度取り組みめた   | 過年度に比べ、繋ぎ先事業者が拡大したこと。   | 住宅確保要配慮者への対応にあたり、国の居住支援協議会伴走支援プロジェクトに参加し、不動産事業者との関係を構築する。  |
|                       |             |           | 84      | 経済的困窮家庭への就学費用等の支援  | 教育総務課     | 経済的理由によって、小・中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象とした学用品費等の援助(就学援助制度)、高等学校等の就学が困難な者を対象とした学資の貸与を行います。  | 小・中学校に通う児童・生徒のいる保護者で、就学援助の申請を行い認定を受けた者に対し、学用品費・通学用品費・修学旅行費・学校給食費等を支給した。また、翌年度小・中学校に入学予定の者のいる保護者で、就学援助の申請を行い認定を受けた者に対し、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給した。   | 十分取り組みめた     | 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、援助を行うことができた。  | 小・中学校に通う児童・生徒のいる保護者で、就学援助の申請を行い認定を受けた者に対し、学用品費・通学用品費・修学旅行費・学校給食費等を支給する。また、翌年度小・中学校に入学予定の者のいる保護者で、就学援助の申請を行い認定を受けた者に対し、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給する。  |
|                       |             |           |         |                    | 地域福祉課     | 奨学生継続3人<br>貸付額20,000円×3人×12ヶ月＝720,000円   | あまり取り組みなかつた   | 新規執行率0       | 奨学金の返還が、貸付終了の半年後からになるため、貸付契約時に受取手続きだけでなく返還手続きを丁寧に説明する必要がある。本人と保護者に会える契約面談時に、将来的に返還すべきお金であり、確実に納期限までに納付してもらうことを説明する。 |  |
|                       |             |           | 85      | 生活困窮世帯の子どもへの学習支援   | 地域福祉課     | 生活保護受給世帯等の子どもを対象に、学習支援及び教育相談を実施し、学ぶ機会の提供により、進学の促進と就職による自立促進を図ります。  | 未実施   | ほとんど取り組みなかつた | コロナ禍感染拡大により実施できなかった。  | 市内1会場で実施を計画中   |
|                       |             |           | 86      | 居住の安定の確保           | 住宅・公共建築課  | 住まいのセーフティネットである公営住宅を必要とする人に適切に供給されるよう市営住宅の適切な供給管理や入居者管理を行います。  | 定期募集や随時募集により、公営住宅を必要とする人に対し適切な供給を行った。<br>(市営住宅:16世帯、県営住宅37世帯)<br>高齢の入居者に電話連絡による見守りサービスを行った。<br>(市営住宅:6世帯、県営住宅:14世帯)   | ある程度取り組みめた   | 静岡県住宅供給公社と連携し、適切な住宅供給と入居者管理を行った。  | ・定期募集や随時募集により、公営住宅を必要とする人に対し適切な供給を行う。<br>・高齢の入居者の見守りサービス<br>・入居資格を満たさない「住宅確保要配慮者」は、福祉部局と連携し公営住宅以外のセーフティネットとなる住宅情報を提供できる体制の構築が必要である。  |
|                       | ③外国人住民への支援  |           | 87      | 外国人児童生徒教育支援事業      | 学校教育課     | 市内小・中学校に通う日本語の習得が不十分な児童生徒のために、外国人児童生徒支援員による日本語指導や学習指導を行います。また、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行います。  | 各小中学校において、外国人児童生徒支援員による、外国につながる児童・生徒への日本語指導や学習指導を行った。また必要に応じて、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行った。  | ある程度取り組みめた   | 各小中学校に在籍する、外国につながる児童生徒を支援するため、外国人支援員の配置計画をし、日々の支援に取り組むことができた。   | 今年度同様、市内小・中学校に通う日本語の習得が不十分な児童生徒のために、外国人児童生徒支援員による日本語指導や学習指導を行います。また、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行う。  |
|                       |             |           | 88      | 外国人住民の地域活動への参加促進   | 市民協働課     | 地域団体へのサポートの充実など、関係機関、団体が協働し、外国人住民が地域社会の一員として活躍するための環境整備に努めます。  | ・国際理解講座、国際交流フェスタ「はあとふるYaizu」など、新型コロナウイルス感染症の影響により多文化共生事業の開催ができなかった。<br>・新型コロナウイルス感染関連の市からの情報発信について、事業所と調整をすすめた。   | ある程度取り組みめた   | 事業の実施ができないう状況のなか、事業所との連携を図ることができた。  | 初期日本語教室の開催を通じ、外国人住民が地域に住む日本人等と対話交流することで、言語のみならず文化や生活習慣の相互理解を促進させる。<br>・災害情報など迅速かつ正確な情報発信・伝達方法を構築していく。  |
|                       |             | ④支援再犯予防活動 | 89      | 保護司の活動支援           | 地域福祉課     | 犯罪をしてしまった人や非行少年の更生、社会復帰を支援する保護司の活動を支援するため、その活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置運営を支援します。   | 大井川保健相談センター内から大井川庁舎旧監査委員事務局事務室に行政財産目的外使用許可申請手続きをしてR4.4.1移転。   | ある程度取り組みめた   | 利用時間の利便性向上と執務スペース拡張が見込まれる。  | 現事務室は、令和5年度まで使用可能のため、移転先要検討。保護司会より、市中心部への要望あり。   |

| 基本目標         | 施策                    | 取り組み項目 | 管理シート番号                  | 主な事業             | 担当   | 事業の概要   | 令和3年度の実績  | 評価   | 評価の理由  | 次年度の予定・課題 |
|--------------|-----------------------|--------|--------------------------|------------------|--|---|-----------|--|--|-----------|
| ⑤<br>情報提供の充実 | ①<br>制度やサービスに関する情報の提供 | 90     | 地域福祉の事業、活動、サービスの情報提供の充実  | 地域福祉課            | ホームページや広報紙で、わかりやすい情報を随時更新し伝えます。                                  | 市ホームページや広報紙を活用したほか、ケースによってはチラシを作成し市民への周知を図った。   | 十分取り組めた   | 情報をわかりやすく、随時更新して伝えた。   | 昨年度同様の取組みを実施する予定。  |           |
|              |                       |        |                          | 社会福祉協議会          |  | 講座や助成金事業の周知は、広報やいづ・社協やいづ・ブログに加え、自治会や社協支部長、昨年度申請した人や団体にも情報が届くように努めた。また、口コミも重要な手段であり、手渡しを心掛けた。                          | 十分取り組めた   | 啓発活動を丁寧に行った。   | 誰にでもわかり易く、時機を逸さない情報提供のあり方を検討する。  |           |
|              |                       | 91     | 市ホームページの充実               | シティセールス課         | 市民にわかりやすいホームページになるように努めます。                                       | 原課の依頼により、地域福祉の制度やサービスに関する情報を市ホームページに公開している。市民生活に関連の深い行政情報等を市民にタイムリーかつ、わかりやすく提供した。年間訪問者数4,669,463件(令和3年4月1日～令和4年3月31日) | 十分取り組めた   | 暮らし、健康・福祉・子育て、教育・文化、事業者向け、産業・観光、市政等の情報を中心に、その他様々な情報をタイムリーかつ、アクセシビリティに対応し、どなたにもわかりやすいページ作りを行っているため。 | ホームページの活用について各課の認識を深め、戦略的情報メディアとして位置付け、全庁的に運用していくことが求められる。ホームページの閲覧状況を検証しつつ、市民との双方向サービスの確立や情報のアクセシビリティの向上に配慮したホームページ作りに取り組む。 |           |
|              |                       | 92     | 多言語での情報提供                | 市民協働課            | 広報紙や生活ガイドブックなどにより、多言語で情報提供を行います。                                 | ・外国語版広報やいづの発行「英語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・やさしい日本語」発行<br>・生活ガイドブック「英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・タガログ語・ビサヤ語・ベトナム語・日本語」7種類作成            | 十分取り組めた   | 相談件数や翻訳件数が増加、また臨時リーフレット作成等、現状の体制において、発行・作成することができたため。  | 事業継続   |           |
|              |                       | 93     | やいちゃんのAI総合案内(チャットボット)の活用 | シティセールス課         | 市ホームページ及びLINEで利用できるチャットボットサービスにより市民の質問に24時間365日AIが自動回答します。       | チャットボット総発話数、年340,239回、対前年比212.6%を達成した。また、その内、閉庁時利用が67.1%(228,354回)となり、多くの市民の利便性の向上に繋がっている。                            | 十分取り組めた   | コロナ関連や休日当番医など、多くの市民が必要とする情報をFAQに反映し、市HPや市公式LINE等にチャットボットバナーを掲載するなど利便性を高めたことで多くの利用を得ることができたため。      | 次年度以降も更なるアクセス記録の分析とFAQの更新の継続を行い利便性を高めるため、庁内の運用体制強化に向け、引き続き取り組みたい。  |           |
|              |                       | 94     | LINEによる情報発信              | シティセールス課         | 焼津市LINE公式アカウントで利用者が希望する情報を定期的に配信します。                             | 令和3年度市公式LINE分野別配信数1894記事、対前年比558%達成。友だち登録者数91,288人、対前年比609%達成。多くの利用者に様々な市政情報を分野別配信することができた。                           | 十分取り組めた   | 市公式LINEを用いた分野別配信は、庁内他課との連携により、多くの友だち登録者を得ることができ、それに伴い様々な市政情報を効果的に必要とする方に届けることができるようになってきた。         | 今後もLINE分野別配信システムの安定運用及び、新たな分野の配信を行いつつ、友だち獲得のための広報活動や他課との連携を進めていく。  |           |
|              |                       | 95     | 『社協やいづ』発行事業              | 社会福祉協議会          | 社会福祉協議会事業のPRや募集・報告など、読まれる広報誌の発行に努めます。                            | 隔月奇数月の第3木曜日に、市内全世帯と社協特別会員に向けて1回49,500部を発行した。  | 十分取り組めた   | 社協が行っている事業や活動を紹介し、市民生活に役立てられるよう情報を提供した。  | 誌面の内容を見直し、市民の誰もが興味を引くような紙面づくりをめざして行く。  |           |
|              |                       | 96     | 社会福祉協議会ホームページの充実         | 社会福祉協議会          | ホームページの特性を生かし、情報更新を随時行い、社会福祉協議会活動のPRに努めます。                       | ホームページ、ブログの速やかな更新。Facebookでのイベント情報の提供など、市民への社協事業の情報提供ができた。  | 十分取り組めた   | ホームページ及びブログやFacebookをリンクさせ、速やかな情報提供を行った。   | 知りたい情報が検索しやすく、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供の改善・充実を図る。   |           |
|              |                       | 97     | 点字広報・声の広報発行事業            | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 視覚障害者や活字を読むことが困難な人に、市や社会福祉協議会が発行している広報紙等をボランティア団体が点訳・音訳をして郵送します。 | 点字広報、声の広報とともに、利用者20名が登録し、300部の広報を発行した。令和4年1月13日には点字と声の広報利用者と作成ボランティアの交流会を開催した。  | 十分取り組めた   | 新規利用者の登録が1件あり、遅滞なく広報の作業を行った。交流会を通し、顔の見える関係づくりを行った。   | 交流会や活動団体等との連携を取りながら、点字や声の広報が必要な方に利用してもらえるよう、広報活動を継続していく。   |           |
|              |                       | 98     | 市ホームページや広報紙を活用した関連情報の発信  | 地域福祉課            | 市ホームページや広報紙において、地域福祉を多くの市民に知っていただけるよう、福祉や障害等の関連情報を掲載します。         | ・障害福祉サービス提供事業等をHPに載せている。<br>・障害者自立支援ネットワークでの活動を載せている。   | ある程度取り組めた | サービス提供事業所の掲載のみではなく、障害者自立支援ネットワークでの福祉プロジェクトなどの企画の掲載も行った。  | 企画の掲載を含め次年度も継続的に行っていく。   |           |